

令和 7 年 9 月 16 日

農業委員会総会会議録

柳井市農業委員会

第27回農業委員会総会議録

1 開催日時 令和7年9月16日(火) 午前9時00分

2 開催場所 柳井市役所3階大会議室

3 出席委員

1番 寺西 久美子 君	2番 菅岡 利夫 君
3番 山重 義則 君	5番 中元 茂雄 君
6番 原田 淳一 君	7番 下土井 進 君
8番 勝本 澄人 君	9番 亀山 真由美 君
11番 岡本 幸子 君	12番 斎藤 貴之 君
13番 宮本 三雄 君	

4 欠席委員 10番 鈴木 喜義 君

5 欠員 1名

6 説明のため出席した者

事務局長	楠原 慎太郎 君
事務局次長	中原 賢 君

7 記事ならびに議事録調整者

事務局主任	相本 裕紀 君
-------	---------

会議に付議した事項

議案第127号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第128号 農用地利用集積等促進計画（一括）の作成について

第27回農業委員会総会次第

議長 宮本君

それでは、ただ今より、第27回農業委員会総会を開会いたします。出席委員は、13名11名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

議長 宮本君

会議録署名委員の指名を行います。
会議録署名委員は、会議規則第16条の規定により、議長において原田委員、亀山委員を指名します。

次に、会期についてお諮りいたします。

本会議の会期は、本日一日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって会期は、本日一日限りと決定いたしました。

議長 宮本君

それでは、ただいまより議事に入ります。

議案第127号を上程します。

事務局から議案について説明をさせます。

次長。

次長 中原君
(5条-1)

議案第127号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、調書に基づきましてご説明いたします。

整理番号1番でございます。

申請地は、●●字●●●●●●番 地目 畑 面積152m²です。

利用状況は休耕中で、権利の種類は所有権の移転です。

渡人は受人の要望により、譲り渡すものです。

受人は夫婦の共有名義で、現在●●●●のアパートに居住しており、今後の家族構成を考慮して自己用住宅を建築するものです。

なお、申請地の北に隣接する●●字●●●●●●番と一体利用する計画で、一体利用地の売買については所有者と合意済です。

申請地の位置は資料に示していますが、●●●●●●●から南西に約200mの距離にある●●●●●●付近の農地です。

審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、立地基準は特定施設の柳井市役所余田出張所から300m以内の第3種農地であり、原則許可するもので、一般基準についても適当と考えます。

次長 中原君
(5条-2)

続きまして、整理番号2番でございます。

申請地は、●●字●●●●●●番 地目 畑 面積262m²で、権利の種類は所有権の移転です。

渡人は●●●●●に居住しており、耕作管理が困難なため譲り渡すものです。

受人は申請地の近隣に居住する個人で、家の墓及び地元の荒神様への進入路を建設するものです。

既に工事が着工されており、渡人及び受人の双方より始末書が提出されております。

現地確認時において、申請地の周辺に杉等の大木が数本切り倒されており、帰庁後に航空写真の記録を遡って見ると、直近の令和3年当時は隣接の山林と境界の見分けが付かないほど、木が生い茂った申請地の様子が確認でき、そういう状況から受人は農地の認識がなかつたものと思われます。

申請地の位置は資料に示していますが、●●●●●●●●●から北に約2kmの距離にある●●●●●●●付近の農地です。

審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、立地基準は概ね10ha未満の小集団の第2種農地と判断され、周辺に転用目的のための土地が他になく、一般基準についても適当と考えます。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 宮本君

以上で、補足説明を終わります。

それでは、ご審議をお願いいたします。

整理番号1番につきまして、余田新庄地区担当委員の意見を求めます。

下土井委員。

7番 下土井君

整理番号1番につきましては、先日現地確認をしております。事務局の説明どおりで、隣の団地と一体利用してきたなかで自宅を建てる予定で、計画書にあるように雨水専用の排水管を設置することです。隣の畑に自然流下することがない状況ですので問題なく、地元委員として異議はございません。

議長 宮本君

整理番号1番につきまして、他に質疑はございませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

整理番号1番につきましては、質疑なしと認めます。

議長 宮本君

続いて、整理番号2番につきまして、大畠柳井地区担当委員の意見を求めます。

中元委員。

5番 中元君

整理番号2番につきましては、先日事務局と現地確認をしております。事務局の説明どおりで、地元委員として異議はございません。

議長 宮本君

整理番号 2 番につきまして、他に質疑はございませんでしょうか。
(質疑なしの声あり)

整理番号 2 番につきましては、質疑なしと認めます。

議長 宮本君

それでは、質疑を終了し、議案第 127 号の整理番号 1 番及び 2 番につきまして、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員異議なく挙手)

全員挙手と認めます。

よって、議案第 127 号の整理番号 1 番及び 2 番につきましては、可決・承認と決します。

議長 宮本君

続きまして議案第 128 号を上程します。

事務局から議案について説明をさせます。

次長。

次長 中原君

議案第 128 号 農用地利用集積等促進計画（一括）の作成について、ご説明いたします。

農用地利用集積等促進計画（一括）一覧表をご覧ください。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 19 条第 3 項の規定に基づき、市長より令和 7 年 8 月 25 日付で、農業委員会にこの集積等促進計画の決定を求められています。

計画は 1 件 1 筆 地目 田 合計面積 5, 232 m²です。

農業経営基盤強化促進法に基づく相対等の利用権設定は、令和 7 年 3 月末で経過措置期間が終了し、令和 7 年 4 月からは農地中間管理機構を介した農用地利用集積等促進計画に一本化されております。

よって、令和 7 年 4 月からの利用権設定につきましては、貸人、借人及び山口県農地中間管理機構として農地中間管理事業を行う、公益財団法人やまぐち農林振興公社の 3 者契約となります。

契約手続きの方法として、従来の 2 段階方式と相対に替わる一括方式の 2 通りがあり、本件は一括方式での契約です。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 宮本君

以上で、補足説明を終わります。

それでは、ご審議をお願いいたします。

質疑はございませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

議長 宮本君 それでは、質疑を終了し、議案第128号につきましては、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員異議なく挙手)

全員挙手と認めます。

よって、議案第128号につきましては、可決・承認と決します。

議長 宮本君 以上をもちまして総会は閉会とします。

(閉会 午前 9時 13分)